

「浄化槽研究奨励賞」実施要領

制定	平成8年4月1日
改正	平成24年4月1日
一部改正	令和6年2月1日

(目的)

第1 この要領は、公益財団法人日本環境整備教育センター（以下「教育センター」という）が、平成7年10月4日第一生命保険相互会社の主催による第47回保健文化賞を受賞したこと及び当教育センター創立者楠本正康博士の功績を記念して、浄化槽等に係る調査研究を積極的に推進・奨励するため、浄化槽研究奨励賞（以下「奨励賞」という）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(奨励賞の対象)

第2 奨励賞の対象となる調査研究課題は浄化槽等に係る次の各号に掲げるもののうちからであって、前年度に開催された全国浄化槽技術研究集会（以下「技術研究集会」という）において発表されたもの（以下「発表課題」という）とする。

- 一 汚水処理に関する研究
- 二 汚泥処理に関する研究
- 三 新たな評価方法の開発に関する研究
- 四 保守点検、清掃等の維持管理に関する研究
- 五 生活排水処理計画に関する研究
- 六 消毒に関する研究
- 七 脱臭に関する研究
- 八 浄化槽関係機関・団体等による実態調査
- 九 その他の調査及び研究

2 発表課題の募集は、技術研究集会実施要綱を関係機関等へ周知させること及び当教育センター月刊誌に掲載することにより行うものとする。

(奨励賞の決定)

第3 奨励賞の課題は、第2の第1項に定める発表課題のうちから、別に定める選考基準に基づき、選考委員会において最優秀と認められる課題を1題以内及び優秀と認められる課題を2題以内選考し、理事長の承認を得て決定するものとする。

(奨励賞の贈呈)

- 第4 奨励賞の贈呈は、第3により決定された課題の研究者（研究班及び団体を含む）対して、原則として技術研究集会において、理事長が行うものとする。
- 2 研究奨励金の額は、最優秀課題30万円、優秀課題10万円とする。
- 3 贈呈課題は、月刊浄化槽に掲載して顕彰するものとする。

(原資)

- 第5 第4の第2項に定める研究奨励金は、浄化槽研究助成金を原資として充当させるものとする。

(委任)

- 第6 この要領に定めるもののほか、奨励賞に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(施行期日) この要領は、令和6年2月1日から施行する。